

(別紙)

平成22年1月19日

総務大臣
原口一博殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 高橋 温

答 申 書

平成21年11月17日付け諮問第3016号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、接続料規則の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。

接続料規則の一部を改正する省令案に対する意見及びその考え方

意 見	考 え 方
<p>意見1 LRIC接続料は、平成 21 年度でNTSコストの控除が終了した一方、き線点RT-GC間伝送路コストの段階的な再算入が行われており、平成 22 年度以降の接続料水準は、トラフィックの減少という根本的な事情と合わせて大幅に上昇する可能性がある。まずNTTがレガシー系サービスに係るネットワークの将来計画を明らかにし、ユニバーサルサービス制度やPSTN接続料の在り方はもとより、日本の電気通信の将来像について、公正な競争環境の担保を始めとした包括的な議論を早急に開始すべき。</p>	<p>考え方1</p>
<p>○ 今回実施される入力値の更新によって、LRIC方式に基づく接続料算定について最新情報を反映することは適切であると考えます。</p> <p>しかしながら、平成22年度以降のLRIC接続料については、平成17年度から段階的に行われてきたNTSコストの控除が平成21年度で完了した一方、ユニバーサルサービス制度の利用者負担の抑制を図る観点から、「当面の間」の措置としてき線点RT-GC間伝送路費用の接続料への段階的な再算入が行われており、光への移行やIP化の進展といった市場環境の変化に伴うトラフィックの減少という根本的な事情と合わせ、大幅に水準が上昇する可能性があります。</p> <p>ユニバーサルサービス制度による負担がいつまで継続するのか分からないまま、PSTNを始めとするレガシー系サービスの接続料が上昇し続けることは、利用者コストの上昇に他ならず、結果的に国民にとって大きな不利益となります。NTTのアナログ電話設備は公社時代に国民の負担で構築された国民の資産であることから、まずNTTがネットワークの将来計画を明らかにし、ユニバーサルサービス制度やPSTN接続料の在り方はもとより、日本の電気通信の将来像について、公正な競争環境の担保を始めとした包括的な議論を早急に開始する必要があると考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>○ PSTNに係る接続料については、PSTNからIP網への移行が進展する中で、今後もトラフィックの減少傾向が続くことが想定されることから、総務省においては、今後の接続料水準を注視しつつ、ユニバーサルサービス制度の在り方との関係にも配慮しながら、必要に応じ接続料算定の在り方について検討を行うことが適当である。</p> <p>なお、PSTNからIP網への移行については、NTT東西は、平成 22 年度に概括的展望を公表することとしているが、上記接続料に係る検討を行う場合は、PSTNからの具体的移行展望等が示されることが必要であるため、NTT東西においては、必要な情報の積極的な開示が期待される。</p>

<p>意見2 接続料規則に定めている入力値の適正性に関する検証が困難であり、入力値の選定過程の透明性確保について引き続き検討すべき。</p>	<p>考え方2</p>
<p>○ 長期増分費用モデル(以下、「LRICモデル」という)の入力値選定については、その選定過程の透明性確保について今後検討すべきことを、平成20年1月6日付け弊社共意見書[*]にて述べておりますが、未だ、接続料規則に定めている各種入力値の適正性に関する具体的な検証が困難となっているものと認識しております。LRICモデル入力値の提案内容は各社の経営上の機密情報に該当するケースもあることから、このような機密情報が類推されないこと等に配慮しつつ、少なくとも接続事業者等において入力値の適正性の検証が可能となるよう、透明性の確保について引き続き検討を行うべきと考えます。 [*]http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/pdf/090106_2_bs.pdf (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>○ 長期増分費用モデルの入力値選定については、長期増分費用モデル研究会で検討及び策定された選定方針に則り適切に実施しているため、透明性も確保され適切なものであると認められるが、総務省においては、関係事業者等による入力値の適正性に関する検証がより一層可能となるような手法についても検討することが期待される。 なお、その際、関係事業者等の経営上の機密情報に関する取り扱いについて十分に配慮する必要がある。</p>
<p>意見3 光ファイバに適用される経済的耐用年数に関して、光ファイバ関連技術の進展等による耐用年数の長期化が可能となるよう、推計方法の見直しについて引き続き検討すべき。</p>	<p>考え方3</p>
<p>○ 現行の光ファイバの経済的耐用年数については、推計方法の見直しによる長期化実現を可能とするべく、平成20年1月6日付け弊社共意見書[*]にて、「①光ファイバ関連技術進展による耐用年数長期化の考慮不足」「②再敷設等事由のための光ケーブル早期撤去実績による短期耐用年数設定」「③メタルケーブルより、耐腐食性が高いと考えられる光ファイバケーブルの耐用年数が短いという矛盾」の問題解消の検討について述べておりますが、未だ、当該耐用年数の見直しが実施されておられません。経済的耐用年数の長期化を可能とすべく前述の①-③の問題解消による推計方法の見直しについて引き続き検討を行うべきと考えます。 [*]http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/pdf/090106_2_bs.pdf (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>○ 今回省令において規定された光ファイバの経済的耐用年数については、平成19年9月20日付情報通信審議会答申「平成20年度以降の接続料算定の在り方について」に示したとおり、最新の設備利用状況等を踏まえつつ、直近の新規取得量の急激な拡大の影響が現れにくい撤去法を採用し、決定係数及び推計の精度が高いゴンペルツ関数及びワイブル分布を残存関数として推計した結果によるものであり、適切なものと認められる。 なお、光ファイバの経済的耐用年数の推計方法については、技術革新や市場環境の変化等を踏まえ、必要に応じ検討することが適当である。</p>